

第3部 第4次箕面市障害者市民の 長期計画(みのお‘N’プラン)

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国連総会で、平成18年(2006年)に採択された「障害者権利条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現を目的としており、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎としています。その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方を示しています。

我が国が、「障害者権利条約」批准国として行った「政府報告」に対する国連障害者権利委員会からの「総括所見」では、障害者の権利の促進のための立法措置について一定の評価が得られたものの、幅広い分野にわたり、多くの懸念と勧告が示されています。なかでも障害者が自立した地域生活へ移行することと、インクルーシブ教育の実現に向けた取組について強く要請されています。

このことは、障害者政策を一層力強く展開していく必要性を示しています。

本計画で掲げる「ノーマライゼーション」とは、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前社会である」という考え方です。

このことは、「障害者権利条約」の影響を受けて改正された「障害者基本法」が目的とする、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会・インクルーシブ社会)の実現によって具体化されます。

本市では、障害当事者があらゆる施策の検討過程に参画する仕組みづくりと自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画することを支援するという考え方を引き続き継続し、「第4次箕面市障害者市民の長期計画」の基本理念とし、一層の取組の強化を図ります。

2 基本目標

(1) 誰もが個人としてその尊厳を尊重される地域共生社会の実現

「障害者基本法」において規定される、共生社会(インクルーシブ社会)とは、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としています。

そのためには、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民すべてが共有して、「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念も踏まえ、誰もが排除されず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会づくりに向けた機運の向上を目指します。

さらに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保や、どこで誰と生活するかについて選択できること、意思疎通のための手段や情報の取得又は利用のための手段を選択できる機会の確保などに「合理的な配慮」が必要であることの理解を広げます。

(2) 自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

障害者を単に支援を必要とする人としてではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画し、その意見を施策に反映することが求められています。

また、「障害」とは個人の問題ではなく、社会(モノ、環境、人的環境等)と個人の心身機能の状態があいまって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の問題として捉える「社会モデル」の考え方に立つ必要があります。

そのために、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会を提供します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえつつ、障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を

受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等における必要な連携により横断的に対応していきます。

3 第4次長期計画における重点課題

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化、親の高齢化や「親亡き後」に関する不安の声は切実な課題です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携強化など、子どもから大人までの切れ目のない支援を行うための環境整備を進め、地域福祉計画や重層的支援体制の整備事業との連携を図りつつ、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

(2) 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に取り組み、情報アクセシビリティの向上を進めます。

あわせて、障害者の意思疎通支援の必要性について、市民や事業者の理解の促進を図ります。

(3) 権利擁護施策の推進

障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」「障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供」を進めるため、あらゆる部署で適切な対応ができるよう徹底していくとともに、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組みます。

平成14年度の施設コンフリクトの発生、令和元年度の民間の障害者グループホーム開所に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声など、障害者に対する差別や偏見は根強く存在しているのが実情です。障害の有無に関わらず、

多様性を認め合いともに生きていく差別のない共生社会の実現に向けて、引き続き広く市民に対しても障害者理解のための啓発に取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組み、障害者に対する虐待の予防、早期発見に取り組みます。

(4) 就労及び日中活動の場の確保に向けた取組

働きたい思いをもった障害者が自分らしく働き、生活することを支援するため、障害者事業所等からの物品等の優先調達の推進、業務委託の拡大に向けた検討を進め、障害者が地域で自立した生活が営めるよう、引き続き賃金・工賃の向上をめざします。

重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、民間事業所の動向や障害者のニーズの変化を把握しながら、市立あかつき園の建替を含めた市立施設の再編整備により、地域資源の充実に取り組みます。

第2章 分野別施策の基本的方向

施策の体系

分野	施策
1 生活環境の整備	(1) 施設バリアフリー化の促進 (2) 移動支援の充実 (3) 住まいの確保と住環境の整備 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 安全・安心な防災対策の推進
2 雇用・就労の充実、 日中活動の場の確保	(1) 雇用促進と就労支援の充実 (2) 多様な日中活動や就労の場の確保と 支援
3 福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービス等の充実
4 保健・医療の充実	(1) 保健体制の充実 (2) 地域医療体制の充実 (3) 医療的ケアに関する対応 (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等 の充実
5 療育・教育の充実	(1) 療育・支援保育及び教育・相談体制の 充実 (2) 学校におけるインクルーシブ教育等の 充実
6 人権施策の推進	(1) 人権啓発の推進 (2) 権利擁護の推進
7 スポーツ・文化活動 等の社会参加の機会の 充実	(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の 機会の充実

1 生活環境の整備

(1) 施設バリアフリー化の促進

【基本方針】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

引き続き、バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【本市や社会の動き】

平成8年度（1996年度）

「箕面市福祉のまち総合条例」制定

「箕面市都市計画マスタープラン」策定

- ・ 「福祉のまちの方針」として、豊かな福祉が享受できるまちづくりの「基本方針」、「整備方針」を明記

平成9年度（1997年度）

「箕面市まちづくり推進条例」制定

- ・ 「福祉のまち整備に関する事項」を含む都市施設整備の基準を規定

平成18年度（2006年度）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」）制定

- ・ 障害者や高齢者の、円滑な移動と施設利用を総合的に推進することをめざすもの

平成21年度（2009年度）

「大阪府福祉のまちづくり条例」改正

- ・ バリアフリー法との関係を整理し、同法に基づく条例として改正
- ・ 基準適合義務の対象建築物を拡充
- ・ 府独自基準を拡充

平成27年度（2015年度）

「箕面市立地適正化計画」を策定

平成26年度改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

令和2年度

令和元年度改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・ ホテル又は旅館のバリアフリー基準の見直し

令和3年度（2021年度）

令和2年度改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・ 500平方メートル未満の建築物におけるバリアフリー基準の見直し（エレベーター設置の義務化など）

【今後の方向性】**①都市施設のバリアフリー化の促進**

次の視点により、すべての市民が安全に生活できる都市施設の整備に努めます。

- ・ 箕面市福祉のまち総合条例を基本理念とします。
- ・ 箕面市まちづくり推進条例における「福祉のまち整備に関する事項」、大阪府福祉のまちづくり条例における「建築物等の整備方針」や「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に基づきます。
- ・ バリアフリー法や同法に基づく基本方針をふまえます。

公共施設の整備については、誰もが使いやすいものとなるよう、障害当事者の意見を聞きながらバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインの視点を重視したまちづくりの推進を図ります。

小規模店舗等も含めた民間建築物については、箕面市まちづくり推進条例や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが使いやすいものとなるようバリアフリー化を誘導するとともに、バリアフリー化を推進するための啓発方法について、検討を進めます。

(2)移動支援の充実

【基本方針】

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

移動しやすい環境の整備等を進め、障害者の社会参加の支援を図ります。

【本市や社会の動き】

平成16年度（2004年度）

「箕面市交通バリアフリー基本構想」策定

平成18年度（2006年度）

バリアフリー法制定

- ・ 障害者や高齢者の、円滑な移動と施設利用を総合的に推進することをめざすもの

平成22年度（2010年度）

箕面コミュニティバス「オレンジゆずるバス」の実証運行開始（～平成24年度末）

- ・ 公共施設巡回福祉バス（Mバス）に代わり、運行

平成23年度（2011年度）

「箕面市総合都市交通戦略」策定

- ・ 交通環境の変化や、交通弱者の増加などの社会状況の変化をふまえ、公共交通を軸とした交通まちづくり施策を、長期的に展開するための基本指針

平成25年度（2013年度）

オレンジゆずるバスの本格運行開始（月曜～土曜）

平成28年度（2016年度）

オレンジゆずるバスの本格運行開始（日曜・祝日）

令和4年度（2022年度）

「箕面市地域公共交通計画」策定

北大阪急行延伸線開業後のまちづくりと連携した公共交通ネットワークを再構築するための計画として策定
ノンステップバスの導入などの公共交通のバリアフリー化の推進などを位置づけ

令和5年度（2023年度）

「箕面市オレンジゆずるバス再編計画」策定

- ・ 北大阪急行延伸線開業に伴う阪急バスの再編に合わせたオレンジゆずるバスの運行ルート等の再編内容を定めた計画

【今後の方向性】

① 円滑な移動と施設利用の総合的推進

障害者の公共交通機関等を利用した移動の円滑化について引き続き「箕面市交通バリアフリー基本構想」の実現に向けた取組みを進めます。

- ・ 障害当事者の意見を聞きながら、市内の鉄道駅を中心とした地区のまちづくり整備におけるバリアフリー化を促進します。
- ・ 民間路線バスにおけるノンステップバス等の導入に向けた支援を引き続き行います。

バリアフリー法に基づき、円滑な移動と施設利用を総合的に推進するため、全市域を対象として、建築物や社会基盤施設について必要に応じて計画的な改修等を行います。

② 移動困難者支援策の検討

障害者が安全に安心して移動するためには、道路の段差解消などのハード面だけでなく、コミュニケーションがとりづらい・パニックへの不安があるなど公共交通機関の利用が困難な方への対応（「心のバリアフリー」）などソフト面からの取り組みも必要です。

障害者の移動支援については、さまざまな移動支援サービスを組み合わせ、障害当事者の意見も聞きながら、全体として移動困難者を支えるという、総合的な視点による充実に努めます。

オレンジゆずるタクシーのこれまでの運行をふまえ、持続可能でよ

り利用しやすい効率的な運行に向けて、制度のあり方の検討を進めます。

福祉有償運送、介護タクシー、UDタクシーの普及など、その他のさまざまな移動支援サービスについて、障害当事者にとって利用しやすく、安全に安心して移動するために、交通施策と福祉施策の連携を進めます。

(3)住まいの確保と住環境の整備

【基本方針】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【本市や社会の動き】

平成15年度（2003年度）

「箕面市営住宅ストック総合活用計画」策定

平成19年度（2007年度）

「市営住宅等供給・管理のあり方について」策定

平成22年度（2010年度）

「箕面市住宅マスタープラン（2010）」策定

- ・ 箕面市における住宅政策の基本方針
- ・ 高齢者・障害者等あらゆる人々が安心して住み続けられる住まい・まちの実現をめざす

平成25年度（2013年度）

「箕面市営住宅長寿命化計画」策定

【今後の方向性】

①公的住宅・民間住宅の活用の推進

障害者を含めた住宅確保要配慮者が安全に安心して生活するために、「箕面市住宅マスタープラン」や「箕面市営住宅ストック総合活

用計画」に基づき、引き続き障害者が住みやすい住宅の確保に努めます。

- ・ 既存の市営住宅を有効活用するため、引き続き、低層階のバリアフリー化を進めるとともに、障害者等を対象とした倍率優遇を行い、市営住宅を優先的に供給します。
- ・ 民間住宅の活用を進めるため、住宅施策と福祉施策の連携により、住宅改造助成制度、相談支援事業者による住宅探しの支援や家賃債務保証制度等について、障害者・不動産業者・賃貸住宅所有者等に対する周知を進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりを図ります。

(4)情報バリアフリーの推進

【基本方針】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、新しいデジタル技術の活用を含めた、障害特性に応じた情報アクセス支援やコミュニケーション支援により、情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

令和元年度（2019年度）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）成立

令和2年度（2020年度）

市立図書館において、電子書籍及びオーディオブックの貸出開始

令和3年度（2021年度）

「電話リレーサービス」開始

- ・ 聴覚障害者等とそれ以外の者との会話をオペレーターの通訳により電話で双方向につなぐサービス

令和4年度（2022年度）

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）制定

令和5年度（2023年度）

箕面市手話言語条例及び箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定予定（令和5年12月議会提案予定。以下同じ）

【今後の方向性】

①行政情報の提供の充実

情報バリアフリーの推進を図るため、障害特性に応じたわかりやすい形での行政情報の提供の充実に努めます。

- ・ 情報提供の手法としては、点字・音声・手話・要約筆記・ファクス・コミュニティFM放送・市ホームページ・市民安全メール、市公式SNS等に加え、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(令和5年12月議会提案予定。以下同じ)に定めるさまざまな意思疎通手段による新たな提供の手法やニーズも含めた検討を継続します。
- ・ 全戸配布物や市主催行事などの情報保障をさらに充実するための方策を検討します。
- ・ 色覚障害への対応については、市ホームページや発行物等、行政情報提供時の配慮を進めます。
- ・ 音声ブラウザでの読み上げや色覚特性に配慮した「ホームページアクセシビリティガイドライン」に基づき、障害者が情報を入手しやすい市ホームページを作成します。

②情報利用の支援

読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、市立図書館においては、視覚障害者や来館が困難なかたに対し、知る権利を保障する方策を実施し、障害特性に応じた、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできることをめざします。

障害者にとって、情報へのアクセスと発信に当たり新しいデジタル技術の活用は非常に有効な手段です。それぞれの障害に応じた手段で、同じ内容の情報を同時に取得し、また円滑に発信できるよう、新たなデジタル技術の活用なども含めて必要な環境整備の検討を進めます。

③意思疎通の支援

手話通訳者・要約筆記者の派遣や養成、市が主催する行事等における情報保障としての手話通訳者・要約筆記者の配置、総合保健福祉センター等の市窓口における手話通訳者による情報保障について、引き続き実施します。

あわせて、障害者団体については、構成員自身が意思疎通支援を必要とする場合が多いことから、障害者の社会参加の促進に資する活動などの必要な場合における意思疎通支援者の配置支援などを行います。このほか、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に定めるさまざまな意思疎通手段による新たな支援策の検討について、障害当事者の意見をききながら継続します。

障害者は、視覚障害、聴覚障害、言語機能又は音声機能の障害、知的障害、発達障害を含む精神障害など、それぞれの障害特性に応じて多様な意思疎通のための手段を必要としています。箕面市手話言語条例(令和5年12月議会提案予定)及び箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に基づき、多様な意思疎通手段の選択と利用の確保、意思疎通手段に対する理解の促進などに取り組みます。

(5)安全・安心な防災対策の推進

【基本方針】

障害者が安心して地域生活を送るためには、防災対策の充実が不可欠です。

行政だけでできる防災対策には、最優先で取り組むとともに、「行政にできることは有限である」という事実認識にたつて、地域の多様なコミュニティによる地域防災力の向上に向けた取組みを進めます。

【本市や社会の動き】

平成 23 年度（2011 年度）

「箕面市防災改革の基本方針」を策定

- ・ 3.11 東日本大震災の教訓を、市の防災体制に活かすためのもの

平成 24 年度（2012 年度）

「箕面市地域防災計画」を改定

- ・ 要安否確認者名簿を作成し、避難所に備付け

平成 25 年度（2013 年度）

「災害対策基本法」の改正

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を作成

令和 3 年度（2021 年度）

「災害対策基本法」の改正

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務となる

令和 5 年度（2023 年度）

「箕面市地域防災計画」を改定

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画について反映

【今後の方向性】

「箕面市地域防災計画」に基づき、「発災直後の網羅的な安否確認」と「継続的な支援」「平常時の防災にかかる取組」の三つの視点から、障害者や高齢者等、災害時に配慮が必要なかたに対する支援体制を再構

築していきます。

①網羅的な安否確認体制の構築

重い障害のあるかた、独居高齢者や介護度の高いかたなどについて、箕面市災害時における特別対応に関する条例に基づき市が対象者を把握するとともに、発災時に地区防災委員会を核とする自治会等の地域コミュニティと連携して、迅速かつ網羅的な安否確認、避難支援を実施していきます。

災害時における「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」を定期的に更新するとともに、それぞれの機能と役割に沿った活用や、民生委員・児童委員や箕面市社会福祉協議会など地域の多様なコミュニティによる日頃からの情報収集や見守り体制づくりを進め、防災訓練等に活用します。

②継続的な支援体制の構築

平素から専門職による福祉サービスや医療サービスを受けて生活されているかたに対し、災害時においても必要なサービス等が継続されるよう、専門機関やサービス事業者等の支援の担い手を確保し、緊急度に応じて支援の必要なかたにつなぐなどのコーディネートを行っていきます。

避難所については、校区の小学校(北小校区はメイプルホール、萱野北小校区は第二中学校)が、障害者を含むすべての住民の避難所となるため、環境の変化による不安やパニックがある方や集団生活が難しい方への対応、多様な情報伝達の手段の確保など、地区防災委員会による避難所運営において、多様な避難者への配慮を行います。

障害者が安全に安心して避難所に避難できるように、多様な障害特性に応じた避難所運営マニュアルの充実を図ります。

あわせて、継続的な支援が必要なかたが、地域の避難所での長期避難生活が困難となった場合の避難所として、市内の福祉施設等を「福祉避難所」に指定し、送迎・受け入れ体制を整えていきます。

引き続き福祉避難所に必要な物品や人員体制の確保策などについて具体的な検討を進めます。

③平常時の防災にかかる取組

災害時に障害者に対して円滑な避難支援ができるよう、平常時の防災にかかる取組が必要です。

網羅的な安否確認体制や災害時の継続的な支援体制の構築など、これら地域防災力が有効に機能するよう、引き続き民生委員・児童委員や社会福祉協議会、サービス提供事業所、地域住民との連携を一層深め、災害時の支援ネットワークを構築していきます。

特に、災害時のセーフティネットとなる地域住民との連携に関しては、自治会への加入をはじめ、地域社会とのつながりを深めることの重要性について、より一層の周知を図ります。

引き続き、災害対策基本法に基づく「個別避難計画」の作成について、地域の多様なコミュニティと連携し、早急な対応策の検討を進めます。

障害当事者も参加した全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の訓練など、平常時からの地域コミュニティとの連携に取り組めます。

多様な障害特性に応じた災害時の情報伝達の手法の検討を進めます。

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

(1)雇用促進と就労支援の充実

【基本方針】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくる上で、非常に重要です。

障害者雇用促進法における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組みを進めます。

【本市や社会の動き】

平成8年度（1996年度）

「箕面市障害者雇用支援センター」（以下、雇用支援センター）開設

- ・ 財団法人（現 一般財団法人）箕面市障害者事業団が設置・運営

平成21年度（2009年度）

雇用支援センターが、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援」事業所に移行

- ・ 障害者雇用促進法に基づく「豊能北障害者就業・生活支援センター」を併設し、一体的に運営することにより、定員・機能を拡大

平成23年度（2011年度）

改正障害者基本法が施行

- ・ 国・地方公共団体の責務として、国・地方公共団体・事業者における障害者雇用を促進するための施策を規定。

平成24年度（2012年度）

「総合評価競争入札制度」を本格導入

- ・ 民間事業者等における障害者雇用の促進策の一環として、委託事業者等の選定にあたって、雇用状況等を評価の基準に追加

平成25年度（2013年度）

障害者優先調達推進法施行

障害者法定雇用率引き上げ（各0.2%の引き上げ）

改正障害者雇用促進法が成立

- ・平成30年度（2018年度）から、精神障害者の雇用の義務付け（法定雇用率に算入）を規定

平成30年度（2018年度）

障害者法定雇用率引き上げ（各0.2%の引き上げ）

令和元年度（2019年度）

改正障害者雇用促進法が成立

- ・令和2年度（2020年度）から、国・地方自治体における障害者活躍推進計画の策定、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任の義務付けを規定

令和3年度（2021年度）

- ・障害者法定雇用率引き上げ（各0.1%の引き上げ）

令和4年度（2022年度）

改正障害者雇用促進法が成立

- ・令和6年度（2024年度）から、特に短い時間で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の雇用の義務付け（法定雇用率に算入）を規
- 令和6年度（2024年度）から、障害者法定雇用率引き上げ
（民間企業は2.0%、国・地方公共団体は2.3%など、各0.2%の引き上げ）

【今後の方向性】**①関係機関の連携による一貫した支援**

民間事業者における障害者の雇用促進・就労支援については、今後も（一財）箕面市障害者事業団を核として、

- ・公共職業安定所（ハローワーク）
- ・市の地域就労支援センター（市立萱野中央人権文化センター等）における労働相談
- ・その他障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」事業所等の各関係機関の様々なサービス、生活全般のサポート等との連携

を強化し、なお一層の充実に努めます。

こうした連携のもと、障害者に対する、就職に向けた準備段階から、就職後の日常生活の支援を含んだ職場定着までの、一貫した支援(職業リハビリテーション)を引き続き進めます。

②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大

また、雇用促進に不可欠となる、民間事業者における事業主の協力・理解を得るための働きかけや、豊能北障害者就業・生活支援センターの職場実習における、受入れ事業所への協力金や実習生への奨励金の支給など、研修や職場実習の場の不足を解消するための取組みを進めます。

在宅就業障害者に対する支援についても、引き続き課題とします。

③障害者雇用の促進

また、公契約においても、障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、総合評価入札制度における、障害者雇用状況の評価を引き続き実施し、民間事業者等における障害者雇用の促進します。

障害者の市職員への直接雇用については、障害者基本法の改正及び障害者雇用促進法の改正等をふまえ、身体障害者だけでなく、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象とした職員採用試験を引き続き実施します。これにより、法定雇用率を遵守するとともに、障害者雇用の実践を重ね、そのあり方について研究を進めていきます。

あわせて、本市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者の雇用を進めるよう働きかけます。

④社会的雇用の推進

本市では、民間事業者等での一般就労(一般雇用)と、障害福祉サービス事業所での福祉的就労の間の谷間を埋める中間的な制度として、職業的重度障害者の新たな就労の場(社会的雇用)を制度化し、本市独自の労働施策として、(一財)箕面市障害者事業団を設立し、障害者事業所制度を創設・運営してきました。

平成21年度(2009年度)からは、本市独自の障害者事業所制

度の特長を取り入れて、障害者雇用に対する賃金補填を行う社会的雇用を、国制度化するための働きかけを行っています。

引き続き、障害者総合支援法・雇用促進法に基づくさまざまな取り組みとの連携を行いながら、総合的な視点から持続可能な制度の構築に努め、障害者の雇用促進と就労支援を進めます。

(2)多様な日中活動や就労の場の確保と支援

【基本方針】

一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所、職業的重度障害者の働く場としての社会的雇用事業所など、多様な日中活動の場や就労の場において、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、障害者優先調達推進法に基づく発注の強化などの側面的な支援や、重度・重複障害者の日中活動の場の充実に取り組みます。

【本市や社会の動き】

平成19年度（2007年度）

市立障害者自立支援センター（ワークセンターささゆり）が、身体障害者通所授産施設から、自立支援法に基づく通所事業所へ移行

平成22年度（2010年度）

市立障害者自立支援センター（あかつき園）が、知的障害者通所授産施設から、自立支援法に基づく通所事業所へ移行

平成22年度（2010年度）～平成23年度（2011年度）

障害者福祉作業所と小規模通所授産施設が、自立支援法に基づく事業所へ制度移行

平成29年度（2017年度）

「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）」策定

令和5年度（2023年度）

「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計(案)」作成

【今後の方向性】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

市内の通所事業所の定員は年々拡大し、障害者の働く場・日中活動の場が広がっていますが、こうした福祉的就労の場では、自立した生活に必要な収入を十分に得ることができないという課題が、依然として残っています。

引き続きこれらの事業所が、より充実した仕事・活動を行い、その内容を広く地域に周知し、地域に根ざした事業所として発展させていくことで、障害者の生活の充実と賃金の向上につなげていくことが必要です。

そのためには、運営面及び事業面の両面において、各事業所の自立と安定が不可欠であり、障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、公契約において、障害者が働く事業所への発注の強化を進めるとともに、市内企業や事業所への周知に努めます。

②市立施設の役割・機能の検討

市立あかつき園と市立ワークセンターささゆりは、支援学校の卒業生などの重度・重複障害者の日中活動の場として、本人ニーズに基づく様々な取組みを行っています。

平成29年6月に「重度障害者のための生活介護整備事業所整備構想（たたき台）」を策定し、市立あかつき園の再整備を含めた重度・重複障害者の日中活動の場の確保（整備）に向けて取組みを進めてきましたが、この間の状況の変化に応じ、市内の民間の障害福祉サービス事業所の定員数の増加や障害当事者や家族のニーズの変化も踏まえ、令和5年9月に推計の見直しを行いました。

併せて、地域生活支援拠点機能など市立施設が果たすべき役割や機能など、今後の市立施設の役割と機能について再検討を行い、今後も必要に応じて、適宜見直しを行います。

3 福祉サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

【基本方針】

障害者とその家族が、必要とする支援や解決すべき課題、適切なサービス利用について、十分な情報を得て、最も適切な支援が得られるよう、総合的な相談支援体制の整備を進めます。

【本市や社会の動き】

平成24年度（2012年度）

障害者自立支援法が改正

- ・「基幹相談支援センター」、「計画相談支援」、「地域相談支援」が制度化

平成25年度（2013年度）

箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンターを市基幹相談支援センターに位置づけ

平成29年度（2017年度）

基幹相談支援センターを市直営化

【今後の方向性】

① 基幹相談支援センターを核とした総合的な相談支援

本市では、平成28年度まで、箕面市社会福祉協議会に相談支援業務を委託し、身体障害、知的障害、精神障害の3障害への対応をはじめ、自立支援協議会の事務局、他の相談支援事業者や関係機関との連携など、相談支援体制の構築に先進的に取り組むとともに、障害種別ごとに市内事業所に相談支援業務を委託するなど、相談支援体制の充実、整備を進めてきました。

平成25年度(2013年度)からは、障害者自立支援法の改正をふまえ、社会福祉協議会在宅ケアセンターを市基幹相談支援センターとして位置づけ、平成29年度(2017年度)からは、市基幹相談支援センターを市直営による設置としています。

今後も引き続き、障害者やその家族が身近な地域で必要な時に

必要な相談が受けられるよう、同センターを中核として、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、各相談機関、障害福祉サービス事業者等との連携を強化します。また、分野を超えた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業も活用し、総合的な相談支援と、権利擁護や虐待防止のための支援を行う包括的な支援体制の整備・充実を進めます。

また、ヤングケアラーを含む障害者の家族支援については、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施し、必要な支援につなげられるよう関係機関との連携を図ります。

(参考)本市における相談支援体制

<p><第1層> サービス利用を支援する計画相談支援 【主な対象】 障害福祉サービス利用者等</p>	<p>主な担い手 ⇒特定相談支援事業所</p>
<p><第2層> 一般的な相談支援 【主な対象】 ・第1層の対象でない障害者等を含む地域住民など ・地域の相談支援事業者等</p>	<p>主な担い手 ⇒委託相談支援事業所 ⇒基幹相談支援センター</p>
<p><第3層> ・地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など</p>	<p>主な担い手 ⇒基幹相談支援センター</p>

②計画相談支援と関係者の連携

計画相談支援については、特定相談支援事業者との連携のもと、サービス等利用計画の作成を進め、一人ひとりの障害特性・個別性に配慮した支援の内容を、当事者の自己選択・自己決定を尊重して、検討します。

18歳未満の障害児については、児童福祉法に基づく障害児通所支援は教育委員会所管、障害児入所支援は都道府県所管、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護など)は健康福祉

部所管となっています。どちらも利用する場合は、障害児相談支援及び計画相談支援として、総合的な計画を策定することとなるため、関係者・関係事業者の連携が必要です。

こうした状況をふまえて、関係者・関係事業者のネットワークを深め、基幹相談支援センターを中心として、総合的に支援を行う体制の整備を進めます。

③自立支援協議会を活用した関係機関のネットワーク化

相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉サービスの基盤整備に関して、地域のニーズを抽出する役割を果たすのは、定期的な協議の場である「箕面市自立支援協議会」です。同協議会では、中立・公平な観点から、相談支援事業の運営の評価、困難事例に関する協議・調整、地域課題についての検討と掘り下げ、地域における関係機関のネットワークの構築等を進め、地域の支援体制整備の取組みの活性化を図ります。

精神障害者及びその家族を対象とした相談業務には、専門的な知識が必要です。基幹相談支援センターには精神保健福祉相談員を配置し、保健所や医療機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図るとともに、国の施策として制度化された、障害者入所施設や精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア、難病患者等については、地域での課題を共有するとともに、大阪府の発達障がい者センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター、保健所等の関係機関と連携し、支援機関のネットワーク化を図ります。

さらに、大阪府自立支援協議会等と相互に連携し、府内各地域の好事例の取組みを共有するなど同協議会の活性化を図ります。

(2)障害福祉サービス等の充実

【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

サービスの担い手となる事業所・人材の充実に向けて、支援策の検討と国及び大阪府への働きかけを行います。

障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、緊急時の受入れ等を担う地域生活支援拠点等の整備を図り、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関等の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより機能の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

平成25年度（2013年度）

障害者総合支援法が施行

- ・ 制度の谷間におかれてきた、難病患者等を障害者の範囲に追加
- ・ 重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを実施

平成30年度（2018年度）

障害者総合支援法が改正

- ・ 地域生活を支援するサービス「自立生活援助」の創設
- ・ 就労定着に向けた支援を行うサービス「就労定着支援」の創設
- ・ 共同生活援助(グループホーム)の新類型として「日中サービス支援型共同生活援助」の新設
- ・ 同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供しやすくすることなどを目的とした指定手続きの特例制度「共生型サービス」の創設

令和4年度（2022年度）

障害者総合支援法が改正、公布

- ・ 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化。(令和6年4月1日施行)
- ・ 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の

配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設(公布後3年以内の政令で定める日施行)

【今後の方向性】

①自立支援給付

a. 訪問系サービス

- ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援 ・同行援護

在宅生活を営む上での基礎となるサービスであることから、障害者一人ひとりの障害特性やニーズに対応できるサービス供給基盤の整備・充実に努めます。

特に、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、サービス提供基盤がまだ十分でないことから、多様な実施主体による基盤整備に努めます。

重度訪問介護については、常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、地域のニーズについて把握を進めるとともに、新たなサービス供給基盤の整備に努めます。

b. 短期入所サービス(ショートステイ)

ショートステイについては、依然ニーズが高い状況にあり、家族の負担軽減を図る観点から、身近な地域で利用できるよう、引き続き供給基盤の整備に努めます。

特に、医療的ケアを必要とする障害者をはじめとする、重度障害者の供給基盤が不足していることは、引き続き課題であり、病院における医療型短期入所の実施など広域的な対応も含めて検討を進めます。

c. 日中活動系サービス

- ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援 ・就労選択支援

障害者の多様な日中活動の場を確保する観点から、ニーズに対応しバランスの取れたサービス基盤の整備・充実に努めます。

特に、重度・重複障害者が通所できる事業所は、限定されている現状です。市立施設が果たすべき役割と機能について、長期的視点

で検討するとともに、重度・重複障害者の就労・日中活動の場の確保と充実について、引き続き民間の事業所の活用も視野に入れた検討を進めます。

- d. 居住系サービス

 - ・共同生活援助(グループホーム)
 - ・自立生活援助
 - ・施設入所支援
 - ・療養介護 ・宿泊型自立訓練

障害者の住まいの場として不可欠であることから、その整備・充実に努めます。

グループホームについては、市内事業所数や利用者数は増加しているものの、特に、強度行動障害や重度・重複障害者が入居できる事業所は依然として不足している状況です。利用者の状態に応じた活用、施設入所者や入院患者等が地域での生活を始める際の活用、また、障害の重度化・高齢化にも対応し、親亡き後も地域でいつまでも安心して暮らせる住まいとしての活用に向けて、利用者の特性や状態に応じた多様な形態のサービス基盤の充実策を、引き続き検討・実施します。

併せて、グループホームにおいて一人暮らしを希望する障害者に向けた支援等についても検討・実施します。

- e. 相談系サービス

 - ・計画相談支援
 - ・地域移行支援
 - ・地域定着支援

障害者が障害福祉サービスを利用するための必要な基盤であることから、その整備・充実に努めます。

②地域生活支援事業

- a. 必須事業

 - ・相談支援事業
 - ・意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成研修事業
 - ・日常生活用具給付等事業
 - ・移動支援事業

- ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

本市の地域特性や障害者の多様なニーズに対応し、適切な事業実施に努めます。

また、社会福祉法人やNPO法人等、民間事業者への委託や補助により、多様なサービス基盤の確保に努めます。

b. 任意事業

- ・ 入浴サービス事業 ・ 日中一時支援事業
- ・ 生活サポート事業 ・ 社会参加促進事業
- ・ 重度障害者等就労支援特別事業
- ・ 重度訪問介護利用者等大学就学支援事業

本市の特性や障害者のニーズをふまえ、これまで実施してきた各種サービスの継続を図るとともに、より必要性の高いサービスを優先的に実施します。

③その他の福祉サービス

障害者緊急通報システム等の市独自の福祉サービスについては、法制度の動向や障害者のニーズ等をふまえ、必要に応じて実施します。

④医療的ケアに関する対応

医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活を継続するため、ケアの担い手となる障害福祉サービス事業所や人材の充実のための働きかけを行うとともに支援策の充実について、引き続き検討を行います。

⑤介護保険対象者に関する対応

介護保険サービスの対象となる障害者については、介護保険サービスを優先的に利用することが、障害者総合支援法により定められています。

ただし、例外として、介護保険にない訓練等給付などのサービスは、その必要性が認められれば、障害福祉サービスを利用すること

ができます。

また、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険サービスだけでは、必要と認められる量の支援が受けられない場合についても、市が必要と認める場合には障害福祉サービスを利用することができます。

高齢化に伴い、介護保険に移行する障害者の増加が見込まれるため、制度間移行が円滑に行われるよう、国への働きかけを行います。また、両制度についての支援を行う関係者が、お互いの制度理解を深め、十分な連携を行うよう、働きかけます。

⑥障害福祉を支える人材の育成・確保

障害の重度化・高齢化にも対応し、将来にわたって安定的にサービスが提供されるよう、福祉サービスの担い手となる人材の育成・確保についての支援策の検討を進めます。

4 保健・医療の充実

(1)保健体制の充実

【基本方針】

障害の有無に関わらず全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性】

①関係機関の連携による健康管理の推進

障害者の疾病の予防と早期発見のため、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。

乳幼児や中高年齢層を対象とする健康診査だけでなく、若年層においても基本健康診査を実施し、生涯を通じた健康管理の推進を継続します。

また、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、健康教育や健康相談の充実に努めます。

支援を必要とする子どもや家族が、専門的な相談を早い時期から受けることができるよう、医療機関や健康診査実施機関、その他の関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもに関する相談・支援体制の充実に努めます。

障害特性やニーズに応じた保健サービスを提供するため、保健所等の関係機関との連携を進めます。

(2)地域医療体制の充実

【基本方針】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関との連携を進めます。

【今後の方向性】

①医療の円滑な利用の支援

地域の医療機関におけるかかりつけ医の促進、充実ができるよう、市内の医療機関に対し、障害者が利用しやすい施設の整備を行うよう働きかけます。あわせて、障害者理解への啓発等を行い、ハード・ソフト両面における整備を促します。また、施設のバリアフリー情報の提供方法についても、検討します。

また、在宅療養をする障害者や難病患者が、より安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関との連携に取り組みます。特に、口腔ケア等の疾病予防を進めるとともに、在宅歯科診療等を受けられるよう、地域の歯科医療機関との連携に取り組みます。

さらに、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の他、重度障害者医療費助成や障害児(者)個室入院料助成により、必要な医療が利用できるよう支援を行います。

②精神科医療を中心とした精神障害者への支援

近年、精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、平成29年には全国で約420万人となっており、傷病別の患者数をみると脳血管疾患や糖尿病を上回るなど、国民にとって身近な疾患となっています。

中でも、うつ病等の気分障害や認知症患者数が増加し、薬物やアルコールなどの依存症や発達障害への対応等、精神科医療に対する需要が高まり、かつ多様化しています。また、新型コロナウイルスにより、感染に対する不安や行動変容によるストレスなど精神面への影響が生じており、本市における自殺者数は徐々に増加傾向にあります。

若年でのうつ症状をはじめ、早期からの精神保健・精神科医療による支援や、患者の状態像に応じた適切な急性期医療の提供が重要となっています。他方で、治療薬の発達や救急医療体制の整備により、精神病床での新規入院患者の入院期間は短縮傾向にあり、約9割が1年以内に退院しています。

しかし、依然として新規入院患者の中には一定数の長期入院患者(1年以上入院患者)がおり、令和2年(2020年)現在で約17万人を超える長期入院患者が存在しています。

こうした中、国では、平成29年(2017年)に精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域共生社会の実現に向けた取組として、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明確にしました。

こうした流れをふまえ、今後も、保健所や医療機関等による医療面での支援を重要視するとともに、医療と福祉との連携を深め、精神障害者及びその家族を対象とした相談支援体制の充実と、精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

(3)医療的ケアに関する対応

【基本方針】

医療的ケアを必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めます。

【本市や社会の動き】

平成24年度(2012年度)

「社会福祉士及び介護福祉士法」改正

- ・ 所定の研修を経た介護職員による、痰の吸引及び経管栄養の注入が制度化
- ・ その他の医療的ケア（一部の痰吸引、導尿、気管切開部位の管理、酸素吸入等）は、主治医の指示を受けて看護師等が行うべき「医療行為」とされている。
- ・ 実態としては、家族が医療行為を担っている事例が大多数とされる。

【今後の方向性】

①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活を継続するための基盤である、ケアの担い手となる障害福祉サービス事業所や人材を充実させるための働きかけを行います。

市立障害者福祉センターささゆり園等を活用した医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場の確保等の他、病院や重症心身障がい者(児)入所施設(療養介護及び指定医療型障害児入所施設)における医療型短期入所など広域的な対応も含めて、その支援策の充実について、引き続き検討を行います。

(4)在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

【基本方針】

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なリハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

平成12年度（2000年度）

各都道府県において、「地域リハビリテーション推進事業」を実施

- ・ 目的は、病状や時期（急性期・回復期・維持期等）に応じたリハビリテーションの、継続的・効果的な提供

平成18年度（2006年度）

医療制度改革により、リハビリテーションを受けられる期間が、疾病等により有期限化

【今後の方向性】

①リハビリテーション等の提供の推進

障害者の円滑な在宅生活と、二次障害防止のため、住宅改造や生活支援機器の導入などによる生活環境の調整や、日常生活動作の訓練等のリハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

- ・ 先天的な障害や疾病・^{しっぺい}事故による障害に付随した二次障害の発生を予防・抑制するための、日常生活に根ざしたリハビリテーション
- ・ 事故や疾病を^{しっぺい}原因とする中途障害者に対する、急性期・回復期・維持期のそれぞれの時期における適切なリハビリテーション

※調整中

5 療育・教育の充実

(1)療育・支援保育及び教育・相談体制の充実

【基本方針】

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援のため、令和7年4月に箕面市立児童発達支援センターを設置し、相談体制の充実及び早期療育事業推進会議等における関係機関連携を促進し、障害児通所支援サービスの充実や支援の質の向上、就学前保育・幼児教育施設における場の確保や支援保育・教育の質の向上を図り、地域の障害児支援体制の質の向上に努めます。

【本市や社会の動き】

平成8年度（1996年度）

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもの発達や療育に関する相談窓口を設置

平成15年度（2003年度）

あいあい園を支援費制度に基づく児童デイサービス事業所として運営

平成18年度（2006年度）

あいあい園を自立支援法に基づく児童デイサービス事業所として運営

平成24年度（2012年度）

平成22年改正児童福祉法施行

・障害児のサービスが利用形態により一元化され、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）として規定され、市町村が支給決定することとなった

・障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」を実施していたあいあい園を児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」として運営

平成30年度（2018年度）

平成28年改正児童福祉法施行

障害児福祉計画の作成が義務化

令和元年度（2019年度）

医療的ケア児支援のための協議の場として、早期療育推進会議、支援連携協議会、自立支援協議会を位置付け

令和3年度（2021年度）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布、施行
・国・地方公共団体による相談体制の整備等措置の義務化

令和4年度（2022年度）

保育・幼児教育全体の質の向上及び市内すべての就学前保育・教育施設をつなぎ、ともに高め合うためのコーディネーターとしての役割を担う「保育・幼児教育センター」を開設

児童福祉法改正（令和6年度施行）

・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化、福祉型・医療型の種別一元化
・令和7年4月にあいあい園を児童発達支援センターとして設置する方針の決定

【今後の方向性】

① 支援教育・支援保育の充実

公立保育所・幼稚園については、「新箕面市アウトソーシング計画（令和3年8月策定）」に基づき、再編統合による認定こども園への移行等を順次進めています（令和6年4月にかやのこども園開園、令和9年4月にせいなんこども園・とよかわこども園開園予定）。

令和4年度に開設した保育・幼児教育センターにおいて、様々な研修会・研究会の企画・実施や巡回訪問などを実施し、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育への円滑な接続などに取り組み、引き続き保育・幼児教育全体のさらなる質の向上をめざします。

② 療育・相談体制の充実

児童発達支援事業所あいあい園は、箕面市立病院の指定管理者制度の導入に伴い、令和7年4月に市役所第二別館へ移転し、市立

病院と連携して実施している外来リハビリテーションを実施するため、新たに診療所を併設し、「箕面市立児童発達支援センター」として開設する予定です。地域における障害児支援の中核的役割を担い、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図ります。

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその家族への支援のため、「発達相談ゆう」を核として、関係機関や就学前保育・教育施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。

また、市内すべての就学前保育・教育施設から就学先への引き継ぎが充分になされるよう、就学引き継ぎシート等を活用し、連続性のある支援体制を構築します。また、人権施策室と連携し、就学後の支援や相談先について、子どもや保護者への積極的な情報提供に努めます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受けて、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組みます。

(2)学校におけるインクルーシブ教育等の充実

【基本方針】

「新箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市支援教育方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

【本市や社会の動き】

平成28年度（2016年度）

- ・ 平成26年に成立していた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行される（H28.4.1施行）
- ・ 「改正発達障害者支援法」の成立、施行
- ・ 学校教育法施行規則の一部改正
高等学校における通級指導教室の制度化
障害による学習上又は生活上の困難を改善、克服（指導内容の主旨の明確化）

平成29年度（2017年度）

児童福祉法が改正・障害児福祉計画の策定が義務づけられる

- ・ 「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」公示
（特別支援教育に関する主な改善事項）
特別支援学級、通級指導教室による指導における個別の指導計画等を全員作成すること
通常学級における個別の指導計画等作成、活用に努めること
学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・ 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業（特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業）の受託
市内小学校にて文部科学省事業を受託。支援学級や通常学級に在籍するすべての支援の必要な児童を、早期かつ継続的に支援する校内支援委員会等の体制づくりを推進のための研究

- ・ 文部科学省より「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」の発出
- ・ 通級指導教室の算定基準の新設（13人に1人）

平成30年度（2018年度）

- ・ 学校教育法施行規則の一部改正
支援学校に在学する幼児児童生徒、支援学級に在籍児童生徒及び通級指導教室による指導を受けている児童生徒について「個別の教育支援計画」（学校と関係機関との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画）を作成することとなった。

平成31年度（2019年度）

- ・ 文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」の発出
全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点等を整理
※平成23年12月20日付「文科初第1344号初等中等教育局長通知」は廃止

令和3年度（2021年度）

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び、協働的な学びの実現～（答申）の発出

「新時代の特別支援教育の在り方について」示される

- ・ 「医ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」の施行

令和4年度（2022年度）

- ・ 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学級及び通級指導教室による指導の適切な運用について」の発出
- ・ 箕面市支援教育充実検討委員会（全10回）の開催
検討委員会からの答申をもとに箕面市支援教育方針を策定

【今後の方向性】**①学校教育における基礎的環境整備及び合理的配慮の実施**

支援学校と地域の学校における施設面や支援体制を考慮し、「障害者差別解消法」に基づいて、学びの場として地域の学校を選択できるような基礎的環境整備を充実させ、各種機会の平等を確保するために、合理的配慮の調整を進めます。個々の状況に適した学びの場（通常学級、通級指導教室の利用、支援学級）が選択できるようにします。（通級指導教室は令和5年度から全校に設置しています。）

情報通信技術（ICT）を最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実や「授業のユニバーサルデザイン化」などは、支援が必要な子どもたちだけでなく、すべての子どもたちが安心して学びに向かい、個々の力を最大に発揮できることにつながると考え、授業改善を推進します。また、障害のある子ども及び障害への理解を深めるため、引き続き、教職員に対する各種研修を実施します。各校の管理職が支援教育の推進役となり、支援学級担任だけでなく、すべての教職員が支援教育への理解を深めていくように努めます。

発達障害のある子どもの支援については、地域での一貫した支援の促進を図るため、平成28年度に改正された発達障害者支援法をふまえ、箕面市支援連携協議会等などを通じて、教育・福祉・医療・保健・労働などの関係者の連携を図ります。

②個別ニーズに応じた支援の推進

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国と大阪府の方針を考慮し、個々に適した就学相談を行い、適切な就学先を決定し、中学校卒業後の進路に関するサポートも行います。また、平成30年度の学校教育法施行規則の改正に基づき、「個別の教育支援計画」を作成します（支援学級在籍児童生徒および通級指導教室を利用する児童生徒）。この支援計画は、学校と関連機関（医療・福祉など）との連携のもとで行われるもので、児童生徒に対する長期的な支援に関する計画です。児童生徒の持続的な支援を確保するためのツールとして活用します。

また、個々の状況に合わせて「個別の指導計画」を立て、児童生徒

の気持ちを尊重しつつ、自立や学習をサポートします。通常学級においても、児童生徒たちの中には学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性がある子どもが一定の割合でいるとされる令和4年度に公表された文部科学省の調査結果をふまえ、校内支援委員会などの体制を強化することや、「主体的・対話的で深い学び」を追求した授業改善を進めることで、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応した支援を進めてまいります。

③医療的ケアへの対応の充実

平成31年度の文部科学省通知「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」では、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について以下の観点で整理されました。

- (1)医療的ケア児の「教育の場」
- (2)学校における医療的ケアに関する基本的な考え方
- (3)教育委員会における管理体制の在り方
- (4)学校における実施体制の在り方
- (5)認定特定行為業務従事者による特定行為の実施に関する留意事項
- (6)特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項
- (7)医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断
- (8)研修機会の提供
- (9)校外における医療的ケア

教育委員会では、看護師資格を持つ支援教育看護支援員を引き続き配置します。また医療的ケアの必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、医療的ケア児が在籍する学校だけでなく市内全校の管理職、教職員向けに医療的ケアに関する研修を実施します。また、教育、保健、医療及び福祉の連携を強化しながら、必要に応じて在籍する医療的ケア児本人及びその保護者の声をしっかり聞き、安心して学校生活を送れるように体制を整えていきます。

④相談体制の充実

障害のある子どもやその家族の教育に関するニーズは、ますます

多様化しており、一人ひとりのニーズに対応した教育相談体制の充実が必要となっています。児童生徒指導室(教育相談)を中心として、関係機関等との連携を促進し相談体制の整備・充実に努めます。

「いじめ」に関する相談については、各学校、教育委員会事務局での対応に加え、いじめ・体罰ホットラインを開設し、さらなるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。また、各校においては、いじめ未然防止システムとして「こころの日記」が令和4年度から導入され、児童生徒の心の変容をキャッチし、さらなる未然防止・早期対応・早期対応に活かしています。

箕面市いじめ防止基本方針に掲げる「箕面市いじめ等調整委員会」を設置し、いじめ問題等の教育に関わる諸問題等の調査審議及び助言、いじめ重大事態の学校調査の結果の審議などを行い、指導助言にあたります。

⑤放課後等の居場所の充実

平成24年度(2012年度)の児童福祉法の改正に伴い、本市においても放課後等デイサービス事業所が数多く開設されました。これらの事業所では、障害特性に合った支援を受けられるため、利用者が増えています。

他方で、地域での交流ができる学童保育についても、放課後・長期休業中の子どもの居場所として、引き続き高いニーズがあります。「すたさぽ」や「自由な遊び場開放事業」の実施により、すべての子どもたちに「学び」や「遊び」の場を提供し、より豊かな放課後の居場所づくりに取り組めます。今後も、学童保育を含む学校での放課後の居場所において、発達障害を含む障害特性への配慮が受けられるよう、事業を受託する民間事業者を含む関係機関等との連携を進めます。

6 人権施策の推進

(1) 人権啓発の推進

【基本方針】

障害や疾病^{しつべい}の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象(施設コンフリクト)が発生しています。

また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組みを進めます。

【本市や社会の動き】

平成5年度（1993年度）

市議会で「箕面市人権宣言」を採択

- ・ 宣言の趣旨をふまえ、人権に関する施策を総合的に推進
- ・ 各種啓発活動を推進

平成9年度（1997年度）

箕面市まちづくり理念条例を制定

「まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める」と規定

平成14年度（2002年度）

パオみのお（市精神障害者地域生活支援センター）移転反対問題が発生

平成15年度（2003年度）

箕面市人権のまち条例を制定

- ・ 市の役割として「人権尊重の視点で施策を推進すること」、市民の役割として「家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努めること」と規定

平成22年度（2010年度）**「箕面市人権のまち推進基本方針」を策定**

- ・ 人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政が取り組むべき方向性を規定
- ・ 箕面市人権施策審議会の答申をふまえたもの

平成23年度(2011年度)**改正障害者基本法が施行**

- ・ 障害を理由とする差別・権利利益の侵害を禁止

平成28年度(2016年度)**障害者差別解消法が施行**

- ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止
- ・ 合理的配慮の提供を、国・地方公共団体等に義務化
- ・ 基本方針、ガイドライン等の策定を規定

令和3年度(2021年度)**障害者差別解消法が改正（令和6年4月1日施行）**

- ・ 事業者による合理的配慮の提供が義務化

令和5年度（2023年度）**「箕面市人権のまち推進基本方針」を改訂****【今後の方向性】****①人権行政・人権啓発の推進**

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法に基づき、人権行政及び人権啓発の推進に努めます。

- ・ 人権文化部と各部局が連携し、市民と職員が人権課題について共通認識を持つための冊子編集や人権相談のあり方についての研究等を進めます。

- ・また、これらの啓発については、企画段階等初期の段階から、「箕面市人権啓発推進協議会」をはじめ多くの市民との協働により事業を進めます。
- ・市内の関係団体が実施する啓発事業等との連携を図ります。
- ・行政各分野において、「ノーマライゼーション」の視点に基づき、障害者の人権を尊重した施策展開を図ることができるよう、人権や福祉をテーマとした各種研修を引き続き実施します。
- ・障害者差別解消法をふまえ、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行い、実質的な平等を確保することが社会の義務であるという理念について、広く理解を求めます。また、障害を理由とした差別の解消に向けて、地域の課題として、広く市民と共に考える機会となる啓発事業等を実施します。

②差別意識・偏見の解消の取組み

平成14年度(2002年度)の施設コンフリクトの発生を受け、市内では、精神障害者市民地域交流事業等の人権啓発の取組みが、一層強化されて行われてきました。しかし、その後も民間の障害者グループホームなどの計画を受けて、漠然とした不安や障害者への偏見と思われる声が寄せられるなど地域における偏見・差別意識は、今もなお根強く残っています。

差別事象が発生した場合には、人権行政推進本部会議等を活用し、庁内の関係部署と連携して対応していく体制を継続します。

障害者差別解消法では、令和3年の改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。障害者に対する偏見・差別意識の解消は、今後ますます重要になるという認識に立ち、地域での障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの視点を伝える等の人権啓発のための取組みを、より一層推進します。

併せて、障害者差別に関する相談窓口の周知を進め、行政機関・事業者と障害者双方の建設的対話による相互理解を進めるよう努めていきます。

(2)権利擁護の推進

【基本方針】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用にかかる相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【本市や社会の動き】

平成15年度（2003年度）

- ・ 市に「保健福祉サービスにおける苦情解決制度」を構築

平成24年度(2012年度)

障害者虐待防止法が施行

- ・ 市町村の責務として、障害者虐待の予防・早期発見、被害者の保護・自立支援、成年後見の利用促進等を規定

平成25年度（2013年度）

市障害者虐待防止センター業務を、市基幹相談支援センター業務とあわせて、社会福祉協議会在宅ケアセンターに委託

- ・ 日常的なケースワークと連動した、虐待の予防・早期発見を図るもの

平成28年度（2016年度）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）施行

平成29年度（2017年度）

障害者虐待防止センター業務と基幹相談支援センター業務を、市直営化

令和4年度（2022年度）

成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見利用促進計画」を第2期地域福祉計画への包含により策定

【今後の方向性】

①保健福祉サービスにおける苦情解決制度の活用

保健福祉サービスにおける苦情解決制度による保健福祉サービス利用者の権利擁護に努めます。

- ・大阪府や、社会福祉法に基づく運営適正化委員会等の関係機関と連携します。
- ・保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に迅速かつ適切に対応します。
- ・サービス提供時に発生した事故に対して、必要な指導・助言を行います。

②虐待防止の取組み

障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の予防・早期発見、被害者の保護・自立支援、養護者の支援を進めます。

- ・保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、虐待事例の検証を行います。
- ・市障害者虐待防止センター業務を、市基幹相談支援センター業務と一体化することにより、日常的なケースワーク・相談支援と連動した、虐待の予防・早期発見、養護者の支援等を進めます。
- ・「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業者やサービス事業者等の関係機関との連携により推進します。

③成年後見制度等の推進

成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見利用促進計画」を第2期地域福祉計画への包含により策定しており、同計画期間(令和4年度～令和13年度)内に権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の設置に向けた検討を行い、適切な支援ができる体制づくりに努めます。

- ・特に、成年後見制度については、関係者による課題共有とネットワークづくりの場を設け、制度の理解と連携を深めます。
- ・あわせて、制度の周知を進め、利用を支援する体制を整えます。
- ・障害者総合支援法に基づく市町村必須事業である「成年後見制度利用支援事業」を活用し、生活保護受給者等を対象とした、成年後見にかかる費用(後見人報酬、申立費用等)の軽減策を継続します。
- ・社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業(まかせてねット)」等と連携し、判断に支援が必要な障害者の財産権が保障され、円滑に福祉サービスが利用できるように支援します。

7 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性】

① 機会提供の推進

地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人々が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。

障害のある子ども等を対象としたスポーツ教室を、引き続き実施します。

② 情報保障の充実

障害者が、講座・イベント等に気軽に参加できるよう、市が主催する講座・イベント等において、手話通訳・要約筆記、資料の点訳などを進めるとともに、市の主催以外の事業についても、こうした配慮への理解を求めます。

③ 人的支援の推進

障害者が、地域でのスポーツ・文化・生涯学習活動等に、気軽に継続して参加できる環境を整備するため、施設職員・民間事業者・地域住民等の理解と協力を得られるよう働きかけます。また、指導員・ボランティアの育成等による人的支援の充実に努めます。